

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	秋田県公安委員会 第230655号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	昭和運転代行社
	主たる営業所が所在する市町村	潟上市
処 分 年 月 日		令和7年2月25日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		○ 被処分者は、令和7年1月8日に五城目警察署員による営業所に対する立入検査を受けた際、アルコール検知器を用意しておらず、アルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯び確認及び確認内容の記録・保存を実施していなかったことから「法の指示」に該当したもの。
根 拠 法 令		○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・ 第19条（道路交通法の規定の読替え適用等） ・ 第22条第1項（指示） ○ 道路交通法 ・ 第74条の3第2項（安全運転管理者等） ○ 道路交通法施行規則 ・ 第9条の10第6号及び7号（安全運転管理者の業務）
処分を行った公安委員会		秋田県公安委員会

注1）処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2）処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。